

## 横浜市営住宅入居者募集等事務取扱要綱の一部改正について

### 1 改正趣旨

令和8年4月より、横浜市営住宅の災害時一時使用に関して、他都市の基準との整合性を図りつつ、実際の利用実態に即した基準へと見直しを行います。これに伴い、以下のとおり「横浜市営住宅入居者募集等事務取扱要綱」の一部を改正します。

### 2 改正概要

現行の横浜市営住宅における災害時一時使用の基準では、「被災した住宅が半焼又は半壊以上（住家の損害した部分の面積が被災前の建物の延床面積の20%以上）」であることを要件としています。

しかし、全国的にこのような損害割合を基準としている自治体はほとんどなく、実態に即した柔軟な対応が求められています。そこで、当該要件を見直し、「住宅が被災したことが罹災証明書により確認できること」とすることで、より多様な被災状況に対応可能な制度とします。

併せて、申請に使用する「第38号様式（市営住宅一時使用許可申請書（災害））」についても、要件見直しに伴い、損害割合に関する記載を削除します。

### 3 施行予定日

令和8年4月

### 4 資料

- (1) 横浜市営住宅入居者募集等事務取扱要綱 新旧対照表
- (2) 横浜市営住宅入居者募集等事務取扱要綱（抜粋）